

# 広報おぢか新聞

## 目次

- P3 町長・副町長就任挨拶
- P4 役場からのお知らせ
- P18 小中高一貫教育報告
- P19 地域おこし協力隊活動報告
- P22 お知らせ

2023  
VOL. 215

令和5年

6月号



～小値賀小学校運動会～



## 北村誠吾衆議院議員の訃報に接して

当町出身の北村衆議院議員が、五月二十日に逝去されました。

あまりにも突然の事で、今でも驚きと悲しみで、胸がいつぱいです。

衆議院議員として、約二十三年間の永きに渡り、ご活躍され、防衛副大臣などを歴任し、令和元年には、内閣府特命担当大臣として、地方創生・規制改革・まちひとしごと創生を担当し、国政はもとより長崎県政・本町の推進に大きく貢献して頂きました。

毎年一月三日の成人式には、わざわざ 本町までお越しいただき、新成人に激励の言葉をかけてくださいました。

「精神一到・何事かならざらん」一番印象に残っている言葉です。

「精神を集中して、一生懸命努力すれば、いかなる難事でも成し遂げられない事はない」「新成人の皆さん、いつも夢をもつて頑張ってください」この言葉に、どれだけ勇気づけられたことでしょう。

今では、私の「座右の銘」となっております。

これから先もこの言葉を胸に、粉骨碎身郷土の発展のために頑張ってください。

想いはつきませんが、北村衆議院議員のご活躍に、小値賀町民を代表して、心から感謝を申し上げ、天国の神様の元で永遠の安らぎを得ますよう お祈りいたします。



小値賀町長 西村 久之







## 就任挨拶

小値賀町長

西村 久之

この度の町長選挙におきまして、町民皆様をはじめ多くの方々

の力強いご支援と心温まるご厚情を賜り、二期目を無投票で再選させていただき、これから四年間、小値賀町長として町政の舵取り役を担わせていただくことになりました。

改めて、その責任の重大さをひしひしと感じているところでございます。

皆様から寄せられました信頼と期待にお応えするため、小値賀町町民憲章に定められております「恵まれた自然を大切にし、香り高い文化の町」「ひとの心を思いやり、やすらぎのある住みよい町」「すすんで学び、ともに伸びゆく心豊かな教育の町」「心と体をきたえ、健康で明るい町」「産業の発展に努め、活気と希望に満ちた町」の実現に向けて、町民が主役となり取り組んでいける地域づくりを全身全霊を傾

注して参る所存でございます。

私の二期目の町政運営の五本柱は、①「子供の教育の充実と子育て支援」②「農業・漁業・商工観光業の振興と後継者対策」③「医師・看護師の確保による医療体制の充実」④「移住・定住・交流による人口減少対策」⑤「デジタル社会を目指した環境整備の促進」でございます。

これらを実現するため、既に、令和六年度から令和十五年度まで十年間の「第五次・小値賀町総合計画」の策定に、「おぢか未来会議」や町民皆様方へのアンケート調査を通じて着手しており、令和五年度中に議案を提出し、町民皆様にお示しすることができると考えております。

今後においても、町民皆様方のご意見に真剣に耳を傾けて、町民一人ひとりの情熱と英知をお借りして、町民の皆様とともに小値賀町の未来を切り開いて

まいりたいと考えております。

全国に誇れるこの「小値賀町」を、町民一丸となって基幹産業である農業・漁業・商工観光業の活性化を図り、経済を再生し、今後の小値賀町を担う子供たちの健やかな成長と、地域医療や福祉をはじめとした町民の暮らしの充実を図り、「安心で住みよい環境づくりと、活力あるまちづくり」を実現して参ります。

私の町政運営の理念であります「町民あつての小値賀町」「町民が主役の小値賀町」を柱に、これまで以上に情報を公開し、公平・公正な行政運営をし、夢のある小値賀町の実現に一生懸命頑張つてまいります。

最後に、町民皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。二期目の就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



## 副町長就任挨拶

小値賀町副町長

前田 達也

このたび、議会の同意をいただき、6月1日付で副町長を拝命いたしました。

その職責の重さに改めて身の引き締まる思いでございますが、小値賀町の振興発展のため誠心誠意全力を尽くしてまいれる所存であります。

これまで35年間小値賀町役場職員として奉職させていただきました、7つの部署をわたりながらさまざまな業務に携わってまいりました。

前任の近藤副町長の力量には及びませんが、その功績を引き継ぎ、西村町長のもと、人口減少問題をはじめ山積する課題の解決に取り組んでまいります。

議会や関係団体の皆様と連携を図りながら、「住んでよかった」と言われるまちづくり実現のために、町民の皆様と一緒に全力でがんばっていききたいと考えております。引き続き、皆様のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## 役場からのお知らせ

## 総務課

# 自衛官等を募集しています！



採用種目※ ◎自衛官候補生 ◎一般曹候補生 ◎航空学生 ◎防衛大学校等

- ※**自衛官候補生**とは：任期付き採用制度です。1任期2～3年（陸海空で差あり）で、任期終了毎に継続・退職を選択することができます。在隊間に資格を取得し次の職業に活用できるなど、幅広い選択肢が魅力です。
- ※**一般曹候補生**とは：部隊の中核として活躍する自衛官を養成するコースです。自衛官として長く活躍したいという方にピッタリです。
- ※**航空学生**とは：航空機パイロット等を養成するコースです。戦闘機、ヘリ、輸送機、政府専用機などのパイロットとして大空を舞台に活躍します。
- ※**防衛大学校学生**とは：国内のみならず世界を舞台に活躍する、自衛隊のリーダーである幹部自衛官を養成するコースです。

### 処遇等

#### 自衛官の処遇等

- ◎初任給：184,300 円（独身寮居住者は、**住居・光熱費・食費無料**）
- ◎賞与：年間2回（4.4 か月分）
- ◎昇給：約 7,000 円程度／年
- ◎手当：住居、通勤、地域、扶養、児童、特殊勤務、航海手当等々
- ◎休日：週休2日制、祝日、年次（有給）休暇年間 24 日、特別休暇等
- ◎その他：医療費無料（自衛隊病院のみ）、充実した福利厚生等



自衛隊長崎地本  
公式ホームページ

### 採用試験のご案内 ※受験無料

| 種目      | 受付期間        | 試験日         | 受験資格（※令和6年4月1日現在）                             |
|---------|-------------|-------------|-----------------------------------------------|
| 自衛官候補生  | 年間を通して      | 9月23日、12月3日 | 18歳以上33歳未満の方                                  |
| 一般曹候補生  | 7月1日～9月5日   | 1次：9月24日    |                                               |
| 航空学生    | 7月1日～9月7日   | 1次：9月18日    | 高卒者（見込含）で<br>海：18歳以上23歳未満の方<br>空：18歳以上21歳未満の方 |
| 防衛大学校   | 7月1日～10月18日 | 1次：11月28日   | 高卒者（見込含）で<br>18歳以上21歳未満の方                     |
| 防衛医科大学校 | 7月1日～10月11日 | 1次：11月21日   |                                               |



自衛隊に関するご質問、相談だけでも構いません！お気軽にお問合せ下さい＾＾

まずは気軽に相談してみよう！色んな公式動画も充実しています！！



自衛隊の

ソレ、誤解ですから！

自衛隊の

ソレ、できます！



YouTube

YouTubeや公式チャンネルにて  
好評配信中！



春編  
公開中！

最新のライフハック  
動画に役立つ  
17のライフハック



秋編  
公開中！

最新のライフハック  
動画に役立つ  
17のライフハック

長崎地本 検索

危機管理のプロである自衛隊に伝わるノウハウを災害や事故の時のお役立ち知識へ。

お問合せ先 電話 0959 (42) 2969 自衛隊長崎地方協力本部上五島駐在員事務所





## 大黒 清利氏 令和5年春の叙勲(瑞宝単光章)を受章

令和5年5月10日(水)春の叙勲の伝達式が行われ、大黒清利前消防団長が「瑞宝単光章」を受章しました。大黒氏は平成22年4月から小値賀町消防団の副団長、平成30年4月から令和4年3月まで小値賀町消防団長として、消防・防災活動はもとより、消防団員の育成、技術向上、防災思想の普及のため長年にわたり貢献されてきました。

消防団退団後の現在では、おぢかアイランドツーリズムの理事長、また商工会の副会長として本町の観光業及び商工業の推進と発展にご尽力いただいております。

令和5年春の叙勲(瑞宝単光章)受章おめでとうございます。

大黒氏の今後、益々のご活躍をお祈り申し上げます。



## 佐世保市消防局・小値賀町消防団 消防庁長官表彰竿頭綬を受章

佐世保市消防局及び小値賀町消防団が「消防庁長官表彰 竿頭綬」を受章し、浦消防団長が西村町長に受章の報告をしました。消防庁長官表彰竿頭綬は「防災思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防御に関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、かつ、他の模範と認められる消防機関」に授与されるものであり、佐世保市消防局と小値賀町消防団が合同で受章したものです。竿頭綬等については佐世保市消防局のご厚意により、小値賀町消防団で保管・管理することとなりました。

関係者の皆様、おめでとうございます。



## 小値賀町へのふるさと寄附金ありがとうございます！

令和5年度も始まり小値賀町に対しまして、たくさんの方々から多くのご寄附をいただき、誠にありがとうございます。いただきました寄附金は、町の様々な活性化のために活用させていただきます。

今回は令和5年4月に寄附いただいた方で、お名前等の公表を了承いただきました方を紹介させていただきます。

(敬称略・順不同)

| お名前 |       | ご住所   |
|-----|-------|-------|
| 林   | 美 樹   | 埼 玉 県 |
| 竹   | 腰 和 浩 | 東 京 都 |
| 大   | 野 篤 朗 | 長 崎 県 |
| 中   | 島 一 夫 | 長 野 県 |
| 小   | 田 昌 一 | 京 都 府 |
| 千   | 葉 暢 一 | 大 阪 府 |
| 浜   | 島 達 也 | 愛 知 県 |

寄附者の声

- ・長崎県が大好きです。いつか行ってみたいです！
- ・小値賀の発展を願ってます。
- ・小値賀町のさらなるご発展を願っております。微力ながら応援しています。

その他61名の方からご寄附をいただきました。

令和5年4月小値賀町ふるさと寄附金合計  
(R5.4.1～R5.4.30)

**1,131,000円**

令和5年度小値賀町ふるさと寄附金累計金額  
(R5.4.1～R5.4.30)

**1,131,000円**

小値賀町ふるさと寄附金累計金額  
(H20.4.1～R5.4.30)

**172,324,955円**



## 住民課

### ダニ媒介感染症に注意しましょう！

小値賀町は自然が豊かで、ダニが媒介する感染症が比較的多い地域です。

- ダニの活動は春から秋にかけて盛んになります。
- 自然が豊かな地域では飼い犬、飼い猫にも注意が必要です。
- まずはダニに咬まれないように予防することが大切です。

- (予防方法) 1. 屋外活動の際は長袖、長ズボンを着用して肌の露出を少なくしましょう  
2. 防虫スプレーを使用しましょう  
3. 入浴し、衣服や体を清潔に保ちましょう

※ダニに咬まれたら、自分で離さず速やかに医療機関を受診しましょう。



詳細は厚生労働省▶  
ホームページを  
ご確認ください。



～デジタル庁・総務省・厚生労働省からのお知らせ～

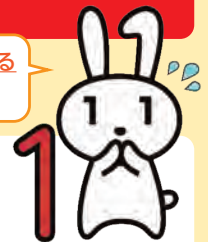
### お早めにマイナンバーカードを受け取り、 マイナポイントを申込みください！

マイナンバーカードでマイナポイント 第2弾

① マイナポイントの申込期限は、2023年9月末です。

9月末よりも早く申込みを締め切る  
決済サービスもあるから注意！

② ポイントの申込みには、2023年2月末までに申請したマイナンバーカードが必要です。市区町村から交付通知書が届いたら、お早めにカードを受け取りにお越し下さい。



③ ポイント申込期限 (9月末) 間際には窓口が混雑しますので、お早めのカード受け取りを重ねてお願いします。

※ポイント申込サイトも混雑することが考えられるので、カードを受け取ったらお早めにポイントをお申込みください!!

### マイナポイントの申込方法 3選

① スマートフォンから  
申込む場合



「マイナポイント」アプリを  
インストール。  
ログイン後、画面の指示に  
従ってお申ください。

② パソコンから  
申込む場合



「マイキーID作成・登録準備ソフト」をインストール。  
※対応するICカードリーダーが必要となります。  
画面の指示に従ってお申ください。

③ 手続スポットから  
申込む場合



▲▲このマークが目印!  
全国約7万箇所の端末で  
お手続きが可能です。  
■郵便局 ■セブン銀行(ATM)  
■ローソン(マルチコピー機)  
■市区町村窓口 等

申込み時に  
準備するもの

- ・マイナンバーカード
- ・数字4桁のパスワード (暗証番号)
- ・決済サービスID/セキュリティコード



詳しくは

マイナポイント

検索

または



※QRコードは  
(株)デンソーウェーブの  
商標登録です。

デジタル庁 総務省 厚生労働省

Ministry of Internal Affairs and Communications

4月末現在 小値賀町

マイナンバーカード交付率 **87.4%**

未取得率 **12.6%**



# 児童手当を受給されている方へ

★★★再度、大切な2つのお知らせをします。必ずご確認ください！★★★

## ① 現況届の提出が不要になりました。(R4度から)

※提出が必要な一部の受給者については、下記(1)アをご確認ください！

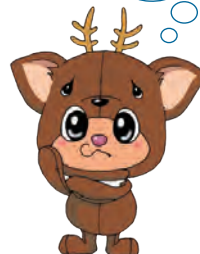
## ② 特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられました。(R4.10月)

### (1) 現況届の省略について

**ア 現況届の提出が必要な方！ 6月1日～30日までの間に提出が必要です。**

- ① 支給要件児童の住民票が小値賀にない方
- ② 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が小値賀町外の方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、小値賀町から提出の案内があった方

ぼくは  
当てはまるの  
かなあ…???



**イ 以下の変更事項があった方はすぐに連絡してください！**

- ① 支給対象となる児童がいなくなった(養育しなくなった)とき
- ② 児童・受給者・配偶者の住所が変わったとき(町外の部分)
- ③ 児童・受給者・配偶者の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または、児童を養育していた配偶者がいなくなったとき(婚姻・別居等)
- ⑤ 公務員になった又は公務員を退職したとき
- ⑥ 離婚協議中で申し出ていた受給者が離婚をしたとき
- ⑦ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

わからないときは  
福祉事務所に  
相談してね！



### (2) 所得制限限度額・所得上限限度額について

下表記の 所得が、①(所得制限限度額) 未満の場合、児童手当を支給します。

所得が、①以上②(所得上限限度額) 未満の場合、特例給付を支給します。

所得が、②(所得上限限度額) 以上の場合、支給されません。

| 扶養親族等の数<br>(カッコ内は例)              | ①所得制限限度額    |                | ②所得上限限度額    |                |
|----------------------------------|-------------|----------------|-------------|----------------|
|                                  | 所得額<br>(万円) | 収入額の目安<br>(万円) | 所得額<br>(万円) | 収入額の目安<br>(万円) |
| 0人<br>(前年末に児童が生まれていない場合等)        | 622         | 833.3          | 858         | 1071           |
| 1人<br>(児童1人の場合等)                 | 660         | 875.6          | 896         | 1124           |
| 2人<br>(児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等) | 698         | 917.8          | 934         | 1162           |
| 3人<br>(児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等) | 736         | 960            | 972         | 1200           |

※収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額です。

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く)並びに、扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数です。

【問合せ先】小値賀町福祉事務所  
児童手当 担当者  
Tel.0959-56-3111



市町村取次対象地域で雇用保険の受給手続を予定している皆さまへ

## 令和5年4月 市町村役場からのオンライン面談による 受給資格決定の試行を開始します

市町村取次対象地域に居住する求職者の方は、ご本人の住居所を管轄するハローワーク（管轄ハローワーク）に來所して、雇用保険の受給資格決定手続を行う必要がありました。

このたび、市町村取次対象地域に居住している方のうち希望者には、ハローワークへ來所する負担を軽減するため、市町村役場での受給資格決定を試行的に実施します。

具体的には、ハローワークではなく**市町村役場に來庁いただき、市町村役場に設置した端末（Zoomを活用）でハローワーク職員とオンライン面談を実施することで受給資格決定を行います。**

※試行期間中、オンライン受給資格決定の対象となるのは雇用保険の一般被保険者であった方で基本手当の受給資格決定のみです。**高年齢求職者給付金や特例一時金は対象外**となりますので、従来どおり、ハローワークに來所して手続を行う必要があります。

### 市町村取次対象地域でのオンライン受給資格決定の対象者

以下①～③のすべての条件を満たす方

- ① **小値賀町に居住**する求職者
  - ② **令和5年4月1日以降に受給資格決定**をする方
  - ③ 以下に**同意**いただける方
    - ・オンライン面談による受給資格決定は予約制となるため、予約日時によってはハローワークに來所して受給資格決定を行う場合よりも**基本手当の支給が遅れる場合がある**こと。
    - ・オンライン面談の実施前に離職票の原本等をハローワークに郵送（特定記録郵便）する必要があること。  
（郵送料は本人負担）
    - ・可能な限りオンライン面談の実施日時までに**求職者マイページから求職申込の登録**を済ませておくこと。
- ※上記対象者でない方は、従来どおり、ハローワークに來所して受給資格決定を行います。

### オンライン面談による受給資格決定の流れ

- ① まずは**ハローワーク佐世保に電話**し、小値賀町役場からのオンライン面談による受給資格決定を希望する旨を伝えてください。
- ② ハローワーク佐世保からオンライン面談の対象者とするものの了解が得られた後、**以下の書類を、特定記録郵便でハローワーク佐世保 給付課へ送付**してください。
  - ※事前にハローワーク佐世保 給付課へ郵送（〒857-0851 佐世保市稲荷町 2-30）するもの
  - ・離職票-1、2の原本（事前に必要事項を記載し、必ずコピーを取ってから郵送してください。）
  - ・顔写真2枚（この手続と今後の支給申請ごとにマイナンバーカードを提出する場合には提出を省略できます。）
- ③ ハローワークが離職票等の内容を確認後、**小値賀町役場への来庁日時を電話でご連絡**します。
- ④ 来庁日時に小値賀町役場へ來庁し、小値賀町役場に配置してある失業状態の確認書類に必要事項を記載してください。その後、小値賀町役場に設置してある端末でハローワーク職員とオンライン面談をしながら、受給資格決定手続を行います。オンライン面談中はハローワーク職員の指示に従ってください。
  - ※オンライン面談当日は、**離職票-1、2のコピー、マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、(1) 個人番号確認書類と (2) 身元（実在）確認書類）、本人名義の通帳・キャッシュカードを持参**してください。
  - ※求職者マイページの登録がお済みでない場合、来庁日時の遅くとも30分前までに來庁し、求職申込書（用紙は小値賀町役場で入手可能）を記入してください。
  - ※他の求職者の状況により、オンライン面談の開始時刻は前後する場合があります。あらかじめご承知置きください。
- ⑤ 受給資格決定手続終了後、引き続き求職登録手続を行います。
- ⑥ オンライン面談終了後、受給資格者証の写しをメールまたは郵送でお送りします。
  - ※受給資格者証の原本はハローワーク佐世保でお預かりし、支給終了後にご本人にお返しします。

ご不明な点は、ハローワーク佐世保 給付課（0956-88-2005）へご連絡ください。

長崎県里親育成センターすくすく主催

# 里親出前講座

日時：令和5年6月27日（火）11：30～12：30

場所：小値賀町地域福祉センター（2階研修室）

さまざまな事情で親と暮らせない子どもたちを家族の一員として暖かく迎え入れ、保護者の代わりに愛情を持って育ててくださる方を「里親」といいます。

参加費無料

事前予約不要

制度説明、  
里親体験談など

悪天候などにより、  
中止となる場合があります。

## 里親育成センターすくすく（長崎県委託事業）

お問い合わせはこちらまで TEL.0957-53-7343 【受付】平日9:00～17:00

URL:<http://www.hikaritomidori.jp>



ホームページは  
こちらから

## 学生納付特例の申請はお済みですか？

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。

保険料の納付が困難な場合、保険料を「免除」または「猶予」する制度があります。

学生の場合は前年の所得が基準以下である場合は国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の申請をする場合は、在学期間がわかる学生証の写しや在学証明書を添付していただくことになります。

承認された期間の次の年度も在学予定である場合は、4月初旬に再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生の場合は、必要事項を記入してご返送ください。（添付書類は不要です）

なお、承認された期間は年金を受け取るために必要な期間として計算されますが、年金額には反映されませんので、就職後に、収入が得られるようになった場合は、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

【お問い合わせ先】 ■佐世保年金事務所／電話：0956-34-1189 ■小値賀町福祉事務所／電話：0959-56-3111

## 年金相談

※この機会に利用してみませんか？

日時：7月13日（木）8：30～12：00

場所：小値賀町役場1階 応接室

**相談は事前予約制となっています。必ず予約をしてください。**

※予約申し込みの際は基礎年金番号をお知らせください。



年金相談では、佐世保年金事務所から職員が来町し、より詳しい話を聞くことができます。

【予約申込み先】

■佐世保年金事務所（お客様相談室）

電話：0956-34-1189







## 6月4日～6月10日は歯と口の健康週間

～日々の自分の歯のケアを見直して、お口の健康を保ちましょう～

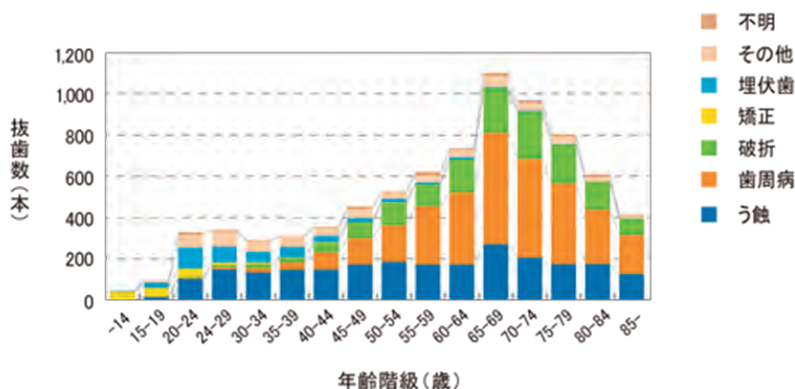
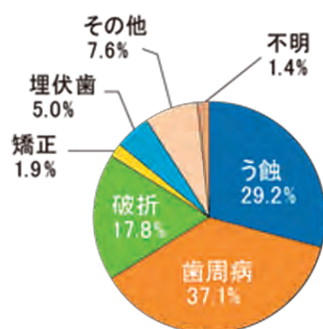


### 歯周病の原因

お口の中には、およそ400～700種類の細菌が住んでいます。

これらは普段あまり悪いことをしませんが、ブラッシングが充分でなかったり、砂糖を過剰に摂取すると細菌がネバネバした物質を作り出し、歯の表面にくっつきます。これを歯垢（プラーク）と言い、粘着性が強くうがいをした程度では落ちません。

この歯垢1mgの中には約10億個の細菌が住みついており、歯周病をひき起こす細菌が多く存在していると言われています。歯周病は、この歯垢の中の細菌によって歯肉に炎症をひき起こし、やがては歯を支えている骨を溶かしていく病気のことで、結果的に歯を失う原因となります。歯垢は取り除かなければ硬くなり、歯石と言われる物質に変化し歯の表面に強固に付着します。これはブラッシングだけでは取り除くことができません。この歯石の中や周囲に細菌が入り込み、歯周病を進行させる毒素を出し続けていきます。



資料：8020推進財団 第2回永久歯の抜歯原因調査より

歯周病は、ギネスブックで「世界でも最も一般にまん延している感染症」と言われています。日本の調査でも、歯を失う原因の約66%が歯周病とう蝕（むし歯）です。

2018年に、8020推進財団が行った「第2回永久歯の抜歯原因調査」によると、第1位は歯周病で、37.1%を示しています。

第2位は、う蝕で29.2%、第3位は歯の破折で17.8%となっています。年齢階級別に見ると、働き盛りの40代からは、歯周病の数字が年々増えています。

子どもから大人まで、ライフステージに応じた、歯みがき習慣・お口の健康を守る食習慣・定期的な歯科検診を心がけましょう。

小値賀町では、令和5年度より、歯科検診(30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の節目検診)を小値賀歯科診療所限定で行います。案内が届いたら、歯科診療所に予約をしてから検診に行きましょう。

## 地域包括支援センターより

# 社会参加が全身の健康を守る

### 社会参加とは？

人が集まって行う活動に参加し、社会とのつながりを持つことを「社会参加」といいます。社会参加というと大げさな感じがするものの、たとえば趣味、教養、スポーツの会、ボランティア活動などがわかりやすい社会参加活動です。

一方で、通所リハビリテーションや病院への通院、集団リハビリテーションへの参加、買い物や近所への散歩なども立派な社会参加活動です。

一歩家の外に出れば、人とやり取りする活動が生まれ、心身の機能を使う機会もできます。

誰かと少しでもつながる活動は、どんなものでも「社会参加」活動なのです。

### なぜ社会参加が大切？

同世代とのつながりだけでなく、ほかの世代とのつながりが多い人ほど、うつになりにくく、認知機能も低下しにくいという研究結果もあります。

人とつながることで、情報を教えてもらったり、励まし合ったりするなどのサポートを受けることができ、さまざまな刺激を受けることで、認知機能の衰えを防ぎ生きがいにもつながるからです。

社会とのつながりを持つことは、全身の健康を守り、ひいてはフレイル※予防につながるのです。

### 社会参加の効果

人と話す機会が増える

おなかがすいて食欲がでる

おのずと体を動かす

楽しみができ、刺激が増える

心身の機能をよく使うことで、生活機能の維持・向上に！

フレイルの予防・改善になる！

※フレイルとは、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい虚弱な状態のこと。

## 上五島保健所からのお知らせ

6/1～6/7はHIV(エイズ)検査普及週間です  
HIV(エイズ)検査は保健所で受けられます！

2021年新規HIV感染者は20～30代、新規エイズ患者は40代に多く、10歳代から60歳以上まで幅広い年齢層から報告されています。

長崎県内の保健所では、電話・来所による相談やHIV抗体検査を無料・匿名で受けることができます。

検査は、事前予約が必要です。

問い合わせ先：上五島保健所 電話：0959-42-1121



☆検査を受けるときは…・感染の可能性のある機会から3か月以上経っていることが必要です。



## 産業振興課



# えらかさるんな通信

令和5年6月号



## 『ロマンス詐欺』が増えています！

### ロマンス詐欺とは

メールや SNS など知り合った外国人を名乗る人物が、恋愛感情などを抱かせ投資や援助を名目にお金をだまし取る詐欺です。

SNS で知らない外国人からの友達申請がきませんか？ 危険です！ご注意ください！

### ！ ロマンス詐欺の実際の手口

メールや SNS に外国人を名乗る者から、メッセージや友達申請が届く

他国の軍人や著名人、医師、投資家をかたるケースが確認されています。

↓ メールなどやり取りをすると…

一度も会ったこともないのに、交際や友人になることを申し込まれる

時間をかけてやり取りをし、信用させます。

↓ 会う直前などに…

トラブル回避や投資名目で金銭を要求

- 軍や組織を抜けるため
- 渡航費がない
- 投資がうまくいっていないなどの理由から

↓ 一度、お金を送ると…

何度も送金を指示され金額が高額に…!!!

**金銭的援助**を求めます。

## メールや SNS でお金の話が出たら、それは詐欺です。

犯人は、あなたの好意や親切心を利用しお金をだまし取ろうとします。  
やりとりのなかでお金の話が出たら、相談員や警察に相談しましょう。

相談窓口では、消費者トラブルの相談や多重債務などの対応をしております。少しでも不安に感じたり、困った事があったら、役場消費生活相談窓口にお気軽にご相談ください！

(相談内容によっては、訪問も可能です)



役場産業振興課 消費生活相談窓口  
担当：中富・濱田

☎ 56-3111

消費者ホットライン ☎ 188 (イヤヤ)

第二弾！

# 島民限定企画！「町内ダイビング普及促進事業」



体験ダイビングやライセンスの取得費用を漁業集落が補助します!!  
通常の島民割よりもお得にダイビングができます!

※漁業集落とは漁業を活性化させるために活動している漁業者の団体。

## 今年もチャンス到来！あなたもダイバーの「仲間入り」してみませんか?!



サポートは、おぢか海旅マリンサポートにお任せあれが  
ライセンスは10歳から取得可能。年齢の上限はありません。  
泳ぎが苦手でも体力に自信がなくても大丈夫！  
町内ダイビング普及促進事業は「町内のダイバーを増やす。」ことと  
もう一つ目的があります。「藻場の再生を図る。」こと！  
皆さんご存知のとおり、磯焼けの拡大により藻場が減少しています。  
ボランティアダイバーとして、ウニ（ガンガゼ）駆除に参加して欲しい  
のです。ダイビングを楽しみながら水中クリーンアップを行い、一緒に  
藻場の再生を図りましょう。

### 参加費用

◎体験ダイビング10,000円 ⇒ 5,000円  
(5,000円補助)

◎ライセンス取得69,800円 ⇒ 49,800円  
(20,000円補助)

■参加条件:小値賀町在住の健康な方  
ダイビングに意欲のある方  
■お問い合わせ:小値賀町産業振興課 0959-56-3111  
おぢか海旅マリンサポート  
山本携帯 090-7881-5810

おぢか海旅マリンサポート▶  
LINEアカウント



## 令和5年度雇用保険料率のご案内

◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。）。
- ・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

### <令和5年度の雇用保険料率>（赤字は変更部分）

| 事業の種類                 | 負担者 | ①労働者負担<br>(失業等給付・育児休業<br>給付の保険料率のみ) | ②事業主負担                |                  | ①+②<br>雇用保険料率 |
|-----------------------|-----|-------------------------------------|-----------------------|------------------|---------------|
|                       |     |                                     | 失業等給付・育児休業給付<br>の保険料率 | 雇用保険二事業の<br>保険料率 |               |
| 一般の事業                 |     | 6/1,000                             | 9.5/1,000             | 3.5/1,000        | 15.5/1,000    |
| (令和4年10月～)            |     | 5/1,000                             | 8.5/1,000             | 3.5/1,000        | 13.5/1,000    |
| ※<br>農林水産・清酒製造<br>の事業 |     | 7/1,000                             | 10.5/1,000            | 3.5/1,000        | 17.5/1,000    |
| (令和4年10月～)            |     | 6/1,000                             | 9.5/1,000             | 3.5/1,000        | 15.5/1,000    |
| 建設の事業                 |     | 7/1,000                             | 11.5/1,000            | 4.5/1,000        | 18.5/1,000    |
| (令和4年10月～)            |     | 6/1,000                             | 10.5/1,000            | 4.5/1,000        | 16.5/1,000    |

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050202保01



## 小値賀町商工会からのお知らせ

商工会では、下記の制度についてのセミナーや、個別相談等を開催予定です。  
日程が決まりましたら、回覧等でお知らせします。



### インボイス制度について

令和5年10月より消費税のインボイス制度が始まります。「インボイス」は通称ですが、正式な名称は「適格請求書等保存方式」です。「適格請求書」というのは、消費税の税率や税額を正しく区分して記載した請求書のことです。「販売者は消費税が正しく記載された請求書を発行して、それを保存しましょう」という制度です。

### 電子帳簿保存法について

電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの方法に区分されています。令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

- ①電子帳簿等保存【希望者のみ】
- ②スキャナ保存【希望者のみ】
- ③電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

インボイス制度、電子帳簿保存法の始まりまで1年をきりました。

## 建設課

### 廃棄物の野外焼却は禁止されています！

屋外での廃棄物（ごみ）の焼却は、農業（田畑）での野焼きなど例外を除いて法律で禁止されています。

ごみを家の敷地内などで燃やすと、煙やにおいで周辺の住民に迷惑をかけたり、ダイオキシン等の有害な物質を発生させる恐れがあります。

不法にごみを焼却した場合、罰則もありますので、野外でのごみの焼却は絶対にしないようにお願いします。



### 罰 則

野外焼却は、ごみの不法投棄やポイ捨てと同様に**犯罪行為**となります。  
違反すると**懲役5年以下又は1,000万円以下の罰金又はその併科**に処せられます。

※詳しくは、役場 建設課 環境衛生係(56-3111)までお問い合わせください。

## 「九州エコファミリー応援アプリ “エコふぁみ” 配信中！

～手軽に楽しく 地球環境にやさしい活動に取り組みませんか～

「九州エコファミリー応援アプリ“エコふぁみ”」は、省エネ・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組む県民の皆様を支援する九州7県公式の環境アプリです。

地球環境にやさしい活動に取り組み、ポイントを貯めてみませんか？

ポイントが貯まると抽選に参加でき、当たりが出れば、九州各県の特産品が当たります。

スマホから簡単に登録できますので、ぜひご参加ください。

※登録に個人情報の入力はありません。ただし、抽選に当選し、プレゼントの受け取りを希望する場合は送付先情報の入力が必要です。

また、協賛店及び環境スポットでは、ポイント付与や割引などの特典を受けることができます。協賛店にはQRコードが設置されているので、アプリでQRコードを読み取るだけでポイントが付与されます。環境スポットについては、訪れるだけでポイントが付与されます。

### 参加方法

QRコードまたは「エコふぁみ」で検索して、アプリをダウンロード→利用者情報を登録→日々の地球環境にやさしい行動を記録する等でポイントが貯まります。

〈アンドロイド用〉



〈iPhone用〉



＜お問合せ先＞

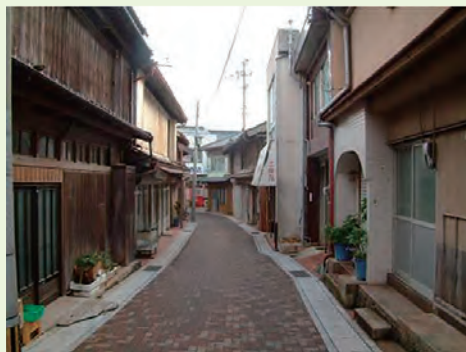
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1  
長崎県庁 地域環境課 温暖化対策班  
TEL:095-895-2512  
FAX:095-895-2572

## ～小値賀町の景観について～

景観とは、山があり、川があり、まちがあるという目に見える姿である「景」と、人が目にし、感じることの「観」で捉えられる、まちの表情や印象のことをいいます。

小値賀町では、地域固有の特性を活かした良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するため平成22年4月に景観計画、景観条例を施行しております。

良好な景観形成を維持していくため、下記の行為を行う場合は届出が必要となります。



### ①届出対象建築物

#### すべての建築行為

新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為

### ②届出対象工作物

#### 高さ9m以上の工作物

工作物の新築、増築、改築、外観の変更（修繕、模様替、色彩変更）行為

### ③空き家になる場合の届出

#### 空き家になる場合、管理者又は連絡者の照会先を届けること

空き家とは個人が居住を目的として取得し、現に居住していない建築物及び、居住しなくなる予定の建築物で、町内に存在するものをいう。但し、賃貸、分譲等を目的とする建築物を除く。

※上記内容は景観条例・計画の一部となります。詳細につきましては町ホームページをご覧ください。お問い合わせは建設課までご連絡をお願いいたします。

【問合せ先】 小値賀町役場 建設課 建設管理班



# 「空き家」放置していませんか？

## 空き家とは？

家主の不在が常態化しており、居住やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと。



## 空き家を放置するとこんなに危険！

**壊れた窓ガラスが落ちて通行者に怪我をさせたり**

**不審者が侵入したりごみの違法投棄をされたり**

**放置された庭木に害虫が発生する原因になったり**

**建物の傷みから倒壊の危険性もあります**

**誰かに迷惑がかかると…**

空き家の管理不全が原因で、隣家に損害を与えたり、地域住民などに危害を及ぼした場合、空き家の所有者は、民法第 717 条による“**損害賠償責任**”を負う可能性があります。

**損 害  
賠 償**

**想定事故例**

例えばこんなことが起こる可能性が…

**事例1** 外壁材などの落下による死亡事故

死亡逸失利益（事故があったために、亡くなった方が本来得られるはずだったのに得られなくなった収入）、慰謝料、葬儀費用など、多額の賠償金を支払わなければならない可能性があります。

**事例2** シロアリ・ネズミ・雑草の被害

シロアリやネズミの駆除、雑草の刈り取りなどの費用を負担しなければならない可能性があります。

## 空き家の所有者の方へ

### 空き家になると…

#### 家族や親族が当事者になります。

空き家となった後は、お住まいだった方が色々なことを決められない状態になっていることがほとんどです。そのため、管理や処分を、家族や親族が決めることになります。



### 空き家を所有することになったら…

#### 境界を確認しましょう。

隣地との境界があいまいな場合、売却時や相続時にトラブルにつながりかねません。残された家族に迷惑をかけないためにも、改めて**境界の確認**をしておきましょう。

#### 登記を確認しましょう。

相続登記がされず、所有者の名義が先代のままとなっていることがあります。相続登記がされないままになっていると、売却時などにいざ相続登記をしようとしても、相続人の特定など、多大な労力と時間がかかってしまいます。登記が現在の所有者になっているかを法務局で確認し、現状と異なる場合は**必要な登記手続き**を済ませておきましょう。

#### 相続について話し合いましょう。

残された家族が相続で悩んだり争いごとにならないように、相続の問題に対して**生前の対策**をとっておきましょう。具体的には、遺言書の作成や 生前贈与などの方法を検討することが挙げられます。

### 「建築工事届」及び「建築物除却届」について



#### 建築物の建築工事をする場合または解体工事をする場合…

- 町内全域において、長崎県知事に届け出が必要です。
  - 建築工事届・建築物除却届
- ※小値賀町では町内の建築物の着工数（除却数）の把握のために、役場を経由してから県北振興局へ提出しています。
- 建築物又は工事に係る部分の床面積の合計が**10㎡以内である場合は不要**です。

お問い合わせ先

小値賀町役場 建設課 建設管理班 TEL : 56-3111

## 教育委員会

# 「ながさきファミリープログラム」を知っていますか？

「ながさきファミリープログラム」とは、長崎県が主催する事業です。

ワークショップを通して、参加者同士が子育ての不安や悩み、体験などについて自由な雰囲気の中で語り合い、共感し、つながりながら子育てについてのヒントを得られるように構成された

**参加型学習プログラム**です。

このプログラムは、保護者だけでなく、子育てについて考える機会として中高生や祖父母、地域住民を対象に開催することができます。



### Q. どんな場所で、どんな時に開催するの？

A. いろいろな場所で、様々な方を対象に開催できます。

例えば、幼稚園や保育所、学校の懇談会、PTA研修会、  
入学説明会、公民館の家庭教育、子育て講座、  
職場の研修会や意見交換会 など

また、小値賀町には、長崎県が認定する『ながさきファミリープログラム ファシリテーター』がいますので、小値賀町教育委員会にご連絡いただければ、派遣を行うことができます。



### 『ながさきファミリープログラム ファシリテーター』って…？

「ながさきファミリープログラム」の進行役のことをいいます。

ファシリテーターは、会議や話し合いなどで、グループ活動が円滑に行われるように、中立的な立場から支援を行います。

※「ながさきファミリープログラム」は、参加者が主役の事業であり、ファシリテーター＝指導者ではありません。



☆今後も「ながさきファミリープログラム」の情報を定期的に紹介していきます。

詳しいことや不明なことがある方は、お気軽に下記の連絡先へお問い合わせください。

小値賀町教育委員会 社会教育係  
担 当：中村真布  
電 話：0959-56-3838(直通)





# 小中高一貫教育報告 199



## 令和5年度 小中高一貫教育スタート!

4月25日(火)、今年度最初の合同行事である歓迎遠足を実施しました。あいにくの雨のため中学校体育館での実施となりましたが、小中高児童生徒と職員が一堂に会し、笑顔いっぱいに交流を深めた遠足の様子をお伝えします。

小中学校それぞれの体育館で新入生の歓迎行事を終えた後、中学校の体育館に集合しました。そこでは、各校の新入生紹介の後、中学校生徒会の進行で、レクリエーション(「遠足に行こうよ」ゲーム、風船リレー)を行いました。



- 高校生のお兄ちゃんと一緒に風船を運ぶのが楽しかったです。(小学生)
- 私たちが考えたレクリエーションを小・中・高校生や先生方のみんなで楽しんできて嬉しかったです。これからの生徒会活動も頑張ろうという気持ちになりました。(中学生)
- 雨の中の遠足は初めてのことでした。外でできなかったのは残念でしたが、中学校の生徒会が頑張ってくれたおかげでゲームが盛り上がり、とても楽しかったです。体育館は少し狭かったけれど、だからこそいつもより小中学生とたくさん交流することができました。(高校生)



午後からは、第1回小値賀地区小中高一貫教育合同会議を行いました。町教育委員会及び各学校の全教職員で、今年度の一貫教育の方向性や事業内容について共通理解を図り、全体会の後は部会に分かれて活動内容を話し合いました。

今年度も小中高一丸となり、小値賀を愛する児童生徒の育成を目指して、一貫教育を進めてまいります。



(小値賀地区小中高一貫教育推進委員会 事務局)

# 地域おこし協力隊活動記録 Vol.40

## 橋本尚子・岡田ゆかり（納島）

小値賀町のみなさんこんにちは☀️

いつも読んでくださり、ありがとうございます！

納島協力隊の岡田と橋本です🌸

もう6月ですね。

5月病を乗り越えて、少しは落ち着いた方も多いのではないで  
しょうか？

私たちがバタバタで色んな出会いとたくさんの活動を毎月させて  
いただいております。

今回は、4月の追加報告と5月の活動についてご報告させていた  
だきます。

—————4月の追加情報—————

【交流】

「アジアの大砲納島来る！」です。

@noushima\_ojika の Instagram を見てくださっている方は、  
知っているかもしれませんが、4/19 に V・ファーレン長崎の表敬  
訪問で小値賀にきてくださった「高木琢也」さんが納島まで上陸し  
てくださいました。

アジアの大砲と呼ばれた高木さんには、納島での活動について  
ご説明させていただきました。高木さんは熱心にお話を聞いてくださ  
り、次回の V・ファーレン長崎の景品として、また「納島 T シャ  
ツ」の出品を考えてくださるとのことでした！

サッカーと離島は全く関係ないですが、どんな形であれ色んな  
ジャンルの方と繋がることで、また新たなつながりが広がっていき  
ました。



高木さんに納島の上陸を助めてくださった小値賀の関係者の方  
と足を運んでくださった高木さんに心より感謝です🙏🌍

—————5月の報告—————

【行事】

- ・磯（2 潮）
- ・センター掃除
- ・役目

5月は、小値賀の皆さんもお待ちかねの磯が2潮ありました🌟

私（橋本）は、取りに入っていないのですが「くじり（実を取る作  
業）」と「わたとり？」担当でお手伝いに行っていました！！

ゆかりちゃんは、2つ目の潮にチャレンジしました。

私たちも、磯を経験するのは、もう3期目です。

ああこの季節になったなあと思いながら、

「今年のウニはみのっちゃうね～」 「いろが悪かね～」と言ってる  
のを聞いて、言ってる人やとってきたウニによっても違うし、去年  
もそがんこと言いやらんやったかな？とも思うし、みんなの話をほん  
のりと聞いています🥰🌟

そこに交じって「大きかねえ～」と言っていることも嬉しく思い  
ます。

この新聞が出ている時には3潮目の前か後かはわかりませんが、  
もし、前だったらみなさんも今年のウニはどがんかな？と思って見て  
もらえたらと思います！

3潮目は少し参加しようかなあと思う今日この頃です。笑

【納島ハウス】

- ・民泊 1 件 5 名宿泊

5月は納島ハウスの宿泊が GW に1件入っていました。

今回は納島を知ってくださっている方からの宿泊だったので、「納  
島に宿泊所があるなんて思いませんでした!!」と驚かれていました。

他にも、釣りでよく納島に来られる方に「宿泊をしています!」  
と言うと、とても驚かれ、「納島に拠点ができるのはアツイ!!!」とま  
で言って頂いております🌟

また、私たちに会いに納島にまた行きたいと言ってくれる方も  
いて、本当に嬉しい限りだなとしみじみ思います。

まだまだ、走り出しではありますが、気軽にどんな方でもお問い  
合わせいただけると嬉しいです👍

## \* 納島ハウス情報 \*

納島ハウスは、素泊まり限定の民宿です。

そのため、ご飯は自炊（キッチン利用OK）、オーナーの私  
も住んでいます

納島ハウスはシーズンによって金額が変わるため、都度  
お問い合わせいただくと嬉しいです。

さ、ら、に、納島のために活動してくださった方には、割引  
をしております!!!!

離島に興味がある、私に会いたい人は是非、インスタや  
HPからお問い合わせください！

SCAN ME



HP : <https://noushima.com/>

Instagram : noushima\_ojika 、 noushimap



## 田 幹夫（ちかまる寮ハウスマスター）

澄んだ陽光が輝く、五月晴れの日々になりました。

荒天に見舞われた五月連休を終えてから、すっかりと気温も上がってきて、もう初夏の姿がちらちらと見え隠れしています。

ゴールデンウィーク中は、紅茶が趣味の寮生が発案して、皆でクッキーやパンを作りました。また、子どもの日は、笛吹在地区からいただいたお菓子や、調理人さん手作りのハンバーガーで楽しいランチ会を開きました。こうした生活のひとつひとつに誰かの苦心が隠れている。そんなことを学ぶ日々であったかもしれません。

寮生たちは、職場体験や生徒総会など、机上では想像もつかない実際の仕事体験や、自分たちの意見と考えを討論するといった、一歩大人に近づく期間を過ごしています。



手作りハンバーガーに舌鼓



毎週日曜日の朝は寮生が清掃を行っています。



## ふるさと留学ってなんぼしょっとね？ Vol.9

### 『しま親』を募集します！

小値賀町ふるさと留学協議会（事務局：小値賀町教育委員会）では、小学5年生から高校生までのしま親型留学生を受け入れる「しま親」を募集しています。

小値賀町ふるさと留学は今年で4年目を迎え、年々問い合わせが増えてきています。中学生以上を受け入れる入寮型留学は、受入数に空きがありますが、しま親型留学においては、現在、しま親が1軒しかないため、受入れが難しい状態です。児童生徒数を維持することは、小値賀の教育環境の維持・向上を図るうえでとても重要なことと考えています。また、北松西高校の存続にも繋がる大事な事業として進めていますので、少しでも関心のある方は教育委員会までお問い合わせください。

#### 【しま親について】

活動形態：1年間の業務委託契約

活動概要：留学生が小値賀らしい生活を体験しながら、健全に養育できる環境を提供することが必要になります。

- ・生活全般における指導及び相談、支援
- ・学校や保護者との連携・情報共有
- ・学校行事の参加や留学生の地域活動への参加支援 等

委託料：120,000円/月

※主に食費や光熱水費及び受入にかかる謝金相当分です。学校でかかる費用やおこづかいについては、留学生保護者負担です。

お問い合わせ先：小値賀町教育委員会事務局 赤波江 0959-56-3838



# おぢかアイランドツーリズム



## お客様の声

今年のGWも沢山の方にご来島いただきました！

■Kinu&Eduard 様（スペインからご来島）

When we were preparing for the trip, we were looking for a place where we could rest from the big cities for a few days, a place to enjoy sea and nature. During our search we discovered Ojika and we immediately wanted to go!!

During our days in Ojika we were able to enjoy the homestay experience with the Yamamoto-san family, who were very welcoming, patient and kind to us. We spent a lovely afternoon fishing for Arakabu and picking onions from their private garden. They prepared delicious meals for us using local Ojika products and we enjoyed a very pleasant evening sharing drinks and learning about each others country's culture. For us this experience was very unique as it allowed us to get closer to the local people and customs, which can be complicated for a foreign tourist.

In addition to the activities with the Yamamoto family, we toured the island on rented bikes, visiting the beautiful beaches of Kakinohama and Akahama, Madara Island with its mysterious Pot Hole and the magnificent sea views. We were also lucky enough to enjoy a sunny morning of kayaking with Mr. Suenaga-san, who took us to Noshima Island and told us about the lifestyle of fishermen and locals living in the area.

During all those days we felt like time stood still, enjoyed the unique magic of the island, learned about fish we didn't know existed and received a warm welcome from the local people. All in all a series of unforgettable feelings that will make us remember Ojika forever... We already want to go back.

日本への旅行を検討していた時、都会に行ってから何日か休憩をとって、自然、海に癒される場所を探していました。そこで小値賀が出てきて、ここだ!とすぐに決定しました。小値賀で、山本家で民泊をしました。山本さんがとても親切で温かい人で、一緒にあらかぶを釣りにいったり、玉ねぎを収穫したり、山本さんのおかげで色々な体験ができました。小値賀の新鮮な素材を使ったとても美味しい夕食を食べながら、お互いの国の文化の特徴について話が盛り上がりしました。海外からの観光客が地元の人とこんなふうに接触できる機会はとてもめずらしくて、貴重だと思います。民泊以外はレンタサイクルで島を回って、赤浜、斑島のポットホルの小値賀の美しさを満喫できました。ネイチャーカヌーで納島まで行ってガイドの末永さんの地元の漁師さんについての話が面白かったです。小値賀にいる間は時間が止まったような日々を過ごしました。初めて知った魚に出会ったり、島の方々からあたたかな歓迎をいただきました。小値賀を一生忘れないと思います!すでに小値賀に帰りたいなと2人で話をしています。



## 民泊民家&体験インストラクター募集中!

観光のお客様は、小値賀島の日々の暮らしを体験しにご来島される方が多くいらっしゃいます。自宅にお客様を泊める民泊や夕食の時間だけ一緒に過ごす体験、畑仕事のお手伝い、釣りを一緒にしに行く、一緒に島を散歩する、など、ご自身ができることを観光客と一緒に行いませんか?日本全国各地からだけでなく、世界中の人と色々なお話することができますよ!少しでもご興味がある方、お気軽にお問い合わせください。



# おしらせ

## 小値賀町雇用情報コーナー

## おぢかにこよう

| 業 種          | 移動販売員（調理込み）                                                            | 調理員                                                          |
|--------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 人 数          | 2 人                                                                    | 2 人                                                          |
| 業 務 内 容      | 移動販売車運転・調理・商品の販売                                                       | 小値賀町こども園での厨房業務                                               |
| 勤 務 時 間      | 社員<br>8:00～18:00（週5日）<br>休日 第2,4火・水<br>パート<br>9:00～（要相談）<br>休日 第2,4火・水 | ①会計年度任用職員<br>8:30～16:30（週5日）<br>②会計年度任用職員<br>8:30～13:00（週4日） |
| 受 験 資 格      | 普通車免許                                                                  | 特になし                                                         |
| 給 与<br>（初任給） | 社員 150,000～<br>※福利厚生・保険有り<br>パート<br>時給 900 円～                          | ①月額 141,625 円～<br>※福利厚生・保険有り<br>②月額 72,836 円                 |
| 採 用 選 考      | 面接試験                                                                   | 面接試験【提出書類】履歴書                                                |
| お問い合わせ先      | M・Yフード 電話 0959-56-3520<br>携帯 090-6084-4867（遠山）                         | 小値賀町立小値賀こども園<br>電話 0959-56-2224                              |

この「おぢかにこよう」では役場以外の業種も無料で掲載可能ですので、お気軽にご連絡ください。 総務課企画係 56-3111



九州プロレス! 九州発 エンターテインメント スポーツ

●詳しくはホームページをご覧ください。 ●負傷等により参加選手が変更となる場合がございます。

**九州は元気にするバイ!**

TEL:092-400-9938 FAX:092-402-0011 <https://www.kyushu-pro-wrestling.com/>

2023

**6.10 土** 都城運輸株式会社 PRESENTS  
宮崎運輸株式会社  
**都城を元気にすっが!**  
宮崎県都城市市中町 まちなか広場（後援）都城市、都城市教育委員会  
開場 13:30 / 試合開始 14:00

**6.18 日** 株式会社西部警備保障 PRESENTS  
長崎県北松浦郡前方 小値賀町総合体育館（後援）小値賀町、小値賀町教育委員会、小値賀町公民館  
開場 13:30 / 試合開始 14:00

**7.17 月祝** 第一交通産業グループ PRESENTS  
熊本県熊本市中央区桜町 熊本城ホール シビックホール  
開場 13:30 / 試合開始 14:00（後援）熊本市、熊本市教育委員会、テレビ熊本、熊本県民テレビ、熊本放送、エフエム熊本、熊本日日新聞社

**8.6 日** 第一交通産業グループ PRESENTS  
九州プロレス設立 15周年記念大会  
福岡市博多区築港本町 福岡国際センター

観戦無料! 観戦無料! 観戦無料!

Official HP



本大会は、小値賀町にゆかりのある（株）西部警備保障の崎山勝美氏のご協力により開催されます。

サマージャンボやハロウィンジャンボ宝くじの購入により、地元へ交付金が配布され、地域の活性化に役立っています。宝くじの購入は県内をお願いします。

令和4年度の宝くじ交付金は、図書館管理運営費、長崎おぢか国際音楽祭、ふるさと産業まつりに活用しています。



お詫びと訂正

先月のおぢか新聞5月号にて一部誤りが有りました。

6 ページ 役場職員欄

- ・柳田 優(やなぎた ゆう) → 柳田 優(やなぎだ ゆう)
- ・柳田 優 ①役職福祉事務所 → ①福祉事務所
- ・山下 祐典 ①教育委員会 → ①福祉事務所
- ②史跡や自然探索
- ③行政保健師④住民の方々の健康保持に努めてまいります。へ修正
- ・濱田 敬太 ①保健師 → ①産業振興課
- ②スポーツ観戦、釣り、野球
- ④地元の小値賀町のために仕事を通じて貢献していきたいと思っています。へ修正

佐世保西消防署 小値賀出張所

- ・長江 洸希 → 永江 洸希

診療所

- ・池川 彩夢(いけかわ あや)→池川 彩夢(いけがわ あやみ)

27 ページ ご寄付紹介欄

- ・濱本ひかり → 濱元ひかり

以上の訂正をいたします。  
関係者及び読者の皆様、大変失礼いたしました。  
この場をお借りしてお詫び申し上げます。

子どもたちは島の宝



両親より

大きく、優しい子に育ってね!

いとう みなと  
**伊藤 湊くん**  
令和5年4月18日生  
両親:伊藤 信也・友里  
(宮崎町)



両親より

元気でやさしい子に育ってね!

つだ はるや  
**津田 晴哉くん**  
令和5年3月4日生  
両親:津田 豊・このみ  
(宮崎町)

出納室よりお知らせ

6月は、  
町県民税 第1期  
水道料金 4・5月分 の納期です。

**納 期 限:6月30日(金)**  
**口座振替日:6月26日(月)**

口座の残高にご注意ください。



医療施設建設基金  
山川 浩(香典返し)  
濱田 勝正(香典返し)  
老人福祉施設建設基金  
崎元 健一(香典返し)

小値賀町へ  
「ご寄付ありがとうございました。」  
(敬称略)5月20日現在

お悔やみ申し上げます。

| 地区   | 亡くなった方 | 年齢  |
|------|--------|-----|
| 西津前目 | 江川セシ子  | 93歳 |
| 先小路町 | 貝屋 善三  | 98歳 |
| 前方後目 | 吉永 信義  | 74歳 |
| 中山村  | 山川マスエ  | 90歳 |
| 大島村  | 濱田 長壽  | 88歳 |
| 相津島  | 崎元喜一郎  | 93歳 |
| 町津   | 木村 チエ  | 97歳 |

令和5年4月12日 亡くなった日

令和5年4月27日 江川 守男 喪主等

令和5年4月30日 梅崎 初子

令和5年5月5日 吉永志生満

令和5年5月12日 山川 浩

令和5年5月17日 濱田 勝正

令和5年5月17日 木村 優一

住民登録人口

(令和5年5月20日現在)

|     |             |        |
|-----|-------------|--------|
| 世帯数 | 1,209戸(-9)  | 転入:6人  |
| 人 口 | 2,222人(-10) | 転出:10人 |
| 男   | 1,030人(-5)  | 出生:1人  |
| 女   | 1,192人(-5)  | 死亡:7人  |

水道係よりお知らせ

6月の土曜・日曜・祭日の当番給水工事指定業者は

**松山電機店**(TEL 56-2226)です。

7月は

「(株)友建設(56-2318)」です。



# 町のなんでもカレンダー

6・7 月

| 日               | 曜 | 行 事                                          | 場 所・時 間                                                     | 日                                                                                                            | 曜 | 行 事                                       | 場 所・時 間                                                |
|-----------------|---|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 1               | 木 | 水道週間<br>少年の日                                 | 1日～7日                                                       | 21                                                                                                           | 水 |                                           |                                                        |
| 2               | 金 |                                              |                                                             | 22                                                                                                           | 木 | 雇用保険認定日(1型木曜日)<br>麻疹・風疹予防接種(年長)<br>子育て講演会 | 福祉事務所窓口/9:00～10:00<br>診療所 /14:30～<br>離島開発総合センター/19:00～ |
| 3               | 土 | 磯3汐目(6/3～6/5)                                |                                                             | 23                                                                                                           | 金 | 整形外科外来                                    | 診療所                                                    |
| 4               | 日 | 空き缶回収キャンペーン<br>親子歯科教室フッ素塗布                   | 離島開発総合センター/10:00～                                           | 24                                                                                                           | 土 |                                           |                                                        |
| 5               | 月 | 司法書士開設日 ～7日                                  | 上五島 宮川司法書士                                                  | 25                                                                                                           | 日 |                                           |                                                        |
| 6               | 火 | 定期予防接種                                       | 診療所 /14:30～                                                 | 26                                                                                                           | 月 | 口座振替日(町税・料金)                              | 出納室                                                    |
| 7               | 水 | 精神科外来                                        | 診療所                                                         | 27                                                                                                           | 火 | 肝臓外来<br>小児科外来<br>里親出前講座                   | 診療所<br>診療所<br>地域福祉センター /11:30～                         |
| 8               | 木 | 雇用保険認定日(3型木曜日)<br>眼科外来                       | 福祉事務所窓口/9:00～10:00<br>診療所                                   | 28                                                                                                           | 水 |                                           |                                                        |
| 9               | 金 | 児童手当支給日                                      | 福祉事務所                                                       | 29                                                                                                           | 木 |                                           |                                                        |
| 10              | 土 | 佐世保市中学校体育大会(～12日)                            |                                                             | 30                                                                                                           | 金 | 町県民税第1期納期限                                | 住民課                                                    |
| 11              | 日 | 長崎県青少年劇場                                     | 小学校体育館 10:00～                                               | 6月上旬及び6月下旬:松くい虫防除地上散布(ドローン防除)<br>産業振興課                                                                       |   |                                           |                                                        |
| 12              | 月 |                                              |                                                             |                                                                                                              |   |                                           |                                                        |
| 13              | 火 |                                              |                                                             | 令和5年 7月                                                                                                      |   |                                           |                                                        |
| 14              | 水 |                                              |                                                             |                                                                                                              |   |                                           |                                                        |
| 15              | 木 | 離島往診(納島)<br>小中高合同海浜清掃                        | 地区公民館                                                       | 1                                                                                                            | 土 |                                           |                                                        |
| 16              | 金 |                                              |                                                             | 2                                                                                                            | 日 |                                           |                                                        |
| 17              | 土 |                                              |                                                             | 3                                                                                                            | 月 | 少年の日                                      |                                                        |
| 18              | 日 | 血圧相談(対面)                                     | 健康管理センター /8:30～                                             | 4                                                                                                            | 火 |                                           |                                                        |
| 19              | 月 | 運転免許更新日<br>司法書士開設日～21日<br>公開授業ウィークス(小中高一貫教育) | 小値賀駐在所/9:00～11:30<br>佐世保 徳永司法書士<br>小値賀小学校・大島分校・北松西高校(～6/30) | 5                                                                                                            | 水 | 精神科外来                                     | 診療所                                                    |
| 20              | 火 | 定期予防接種<br>公開授業ウィークス(小中高一貫教育)<br>離島往診(大島)     | 診療所 /14:30～<br>小値賀中学校(～6/23)<br>和楽苑                         | 6                                                                                                            | 木 | 雇用保険認定日(3型木曜日)                            | 福祉事務所窓口 /9:00～10:00                                    |
| 今月は町県民税第1期の納期です |   |                                              |                                                             | 7                                                                                                            | 金 |                                           |                                                        |
|                 |   |                                              |                                                             | 司法書士開設日<br>・7/3(月)～5(水) 担当:宮川司法書士<br>・7/18(火)～20(木) 担当:徳永司法書士<br>備 考 農業委員会総会(下旬開催予定)<br>予定は都合により変更することがあります。 |   |                                           |                                                        |

**編集後記**

梅雨の時期となりました。  
体がまだ暑さに慣れていないこ  
の時期は熱中症の危険も高まります。  
夏に向けた体づくりの心がけ  
梅雨を乗り切りましょう。

今回の表紙は小値賀小学校運動会  
の写真です。

子供達が日々の練習の成果を  
一生懸命発揮していました。(升水)



5月に引き続き、五両だ  
きで行います。人手が必要  
な場所です。  
多くの方のご参加をお待  
ちしております!



**今月の海岸清掃日 6月18日(日)14:00～15:30頃**  
場所:五両だき、持ち物:飲み物

小値賀町防災無線 **TEL: 0959-56-3115**

★★★ 島民カードの有効期限の確認をお願いします。更新手続きは、  
誕生日の2か月前から可能です。手続きは、役場住民課まで ★★★